

## 北陸農政局入札等監視委員会規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、平成19年11月2日の「公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議」での申合せを受けて、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月6日付け19経第1168号大臣官房長通知）において設置することとされた、北陸農政局入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (位置付け)

第2条 委員会は、平成5年12月21日付けの中央建設審議会会長からの建議を受けて、「入札・契約手続の改善に関する具体的対応について」（平成6年2月23日付け6経第205号農林水産事務次官依命通達）において設置することとされた入札監視機関とする。

### (委員会の事務)

第3条 委員会は、北陸農政局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 北陸農政局に所属する契約担当官等が締結した契約（変更契約を含む。）のうち、次に掲げる契約を除いたものに関し、その入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

イ 国の収入原因契約

ロ 国の行為を秘密にする必要がある契約

ハ 予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約

(2) 前号の対象契約のうち、委員会が抽出決定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）の第3に規定する再苦情、「請負工事成績評定要領」（平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知）の第11に規定する苦情の処理及び「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について」（平成19年3月16日付け18経第1840号経理課長通知）の第8に規定する苦情の処理を行うこと。

2 委員は、「公正入札等調査委員会の設置等について」（平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知）別添の入札等談合情報等マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続の取扱いについて意見を行うこと。

- 3 第1項第2号の抽出の方法については、委員会が定める。ただし、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって、応札者（提案者）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審議する必要があるため、重点的に抽出する。

（委員会の委員及び組織）

- 第4条 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、局長が委嘱する者をもって構成する。
- 2 委員会は、委員3人で組織する。ただし、構成は次の職種によるものとする。
- （1）弁護士
- （2）公認会計士又は税理士
- （3）ジャーナリスト
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は妨げないものとする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 7 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。

（会議）

- 第5条 第3条第1項第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として次の表に掲げる時期に開催する。ただし、このほか必要に応じて開催することを妨げない。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	第4四半期分(1月～3月)
8月又は9月	第1四半期分(4月～6月)
11月又は12月	第2四半期分(7月～9月)
2月又は3月	第3四半期分(10月～12月)

- 2 定例会議への報告は、第3条第1項第1号に規定するもののほか、再度入札における一位不動の状況、指名停止への対応状況資料を作成し、委員会に報告する。
- 3 第3条第1項第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 4 委員会の委員に対して、公正入札等調査委員会から、入札等談合情報マニュアルの規定に基づく報告があった場合は、原則として当該報告のあった直後の定例会議において、事務局が当該報告に係る一連の経緯を記載した適宜の資料を作成し、報告するものとする。なお、公正入札等調査委員会からの報告において、委員会の委

員に関係者がいる場合には、当該委員への報告を行わないものとする。

5 会議は非公開とする。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、第3条第1項第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 局長は、委員会から前項の意見の具申又は勧告があった場合は、大臣官房参事官(経理)に速やかに報告するものとする。

3 局長は、委員会から第1項の意見の具申又は勧告があった場合は、事案の調査及び改善方策の検討を行い、その結果を大臣官房参事官(経理)に報告するものとする。

4 局長は、第2項、第3項に規定する報告及び説明を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置する事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告するものとする。

5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第3条第1項第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとして却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を局長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、第3条第1項各号及び第2項の事務を処理する上で知ることのできた秘密を外に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務課に置き、庶務は監査官が行うものとする。

(公表)

第10条 局長は、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後、遅滞なく、事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

2 局長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後、遅滞なく前項と同様の方法により公表する。

3 局長は、第3条第1項第2号の審議に係る議事の概要を取りまとめの上、別紙様式1から別紙様式4までによるもののほか、必要な資料とともに委員会終了後遅滞なく、これを前各項と同様の方法により公表する。

- 4 前項の規定にかかわらず、第5条第4項の事案については委員の同意を得て非公表とすることができる。

(報告等の様式)

第11条 委員会への第3条第1項第1号の報告は、別紙様式1から4によるものとし、第5条第2項に規定する再度入札における一位不動状況及び、指名停止への対応状況の報告については、別紙様式5から7によるものとする。ただし、入札等談合情報マニュアルの規程に基づく報告があった場合には、当該報告に係る適宜の資料を作成し、併せて委員会に報告するものとする。

- 2 第7条第1項の再苦情の申立ては、別紙様式9によるものとする。

- 3 第10条第3項の審議に係る議事の概要は、別紙様式10により取りまとめるものとする。

- 4 第10条に関する委員の氏名及び職業、審議に係る概要については、別紙11により大臣官房参事官(経理)に報告を行うものとする。

附 則

この規則は、平成6年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年3月22日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行し、平成20年度の第4四半期分の報告においては、第4の1の(2)の別紙様式1及び2は、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月22日から施行し、平成22年度の第4四半期分においては、第3条第1項第1号(変更契約)及び第10条第3項(公表内容)は、なお、従前のとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年8月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月24日から施行する。